

湊川短期大学学則

第1章 総則

(目的及び使命)

第1条 本学は教育基本法及び学校教育法に基づき、高い教養と人間生活、幼児教育・保育に関する専門的知識及び技術を教授研究することにより、良識と実践力を備えた有為な社会人を育成することを通じて、平和で持続的な社会の発展に寄与することを目的とする。

2 本学は、前項の目的を達成するため、教育目標、学修成果及び三つのポリシー（学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、求める学生像）を別に定め、これに基づき、入学者選抜及び教育課程の編成を行う。

(目的達成と評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 本学は、前2項の自己点検・評価及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うものとする。

4 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

(教育内容等の改善)

第3条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の委員会については、別に定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第4条 本学に次の学科を置く。

人間生活学科

幼児教育保育学科

2 学生の定員は次のとおりとする。ただし、科目等履修生・聴講生の定員は定めない。

	入学定員	収容定員
人間生活学科 人間健康専攻	40名	80名
幼児教育保育学科	60名	120名

(修業年限及び在学年限)

第5条 本学の修業年限は2か年とする。

2 学生は4年を超えて在学することはできない。

第2章の2 学科の教育研究上の目的

(教育研究上の目的)

第5条の2 各学科等の教育研究上の目的は次のとおりとする。

(1) 人間生活学科人間健康専攻

生活者の権利を尊重する精神を基盤に、生活科学の視点から心と体の健康に関する知識と技術を研究、修得することにより、人とコミュニケーションをとり協調して地域の生活者の健康管理に寄与する有為な人材の育成を目的とする。

(2) 幼児教育保育学科

豊かな人間性を基盤に、幼児教育・保育に関する知識・技術を研究、修得することにより、子どもに寄り添う態度とよりよい幼児教育・保育のために努力できる姿勢を備えた、地域の幼児教育・保育を仲間と協同して支えることのできる有為な人材の育成を目的とする。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第7条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は学期の授業日数の多寡を勘案して、前期の終了日及び後期の開始日を変更することができる。

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおり定める。

日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する祝日

創立記念日 2月1日

春季休業日 3月16日から4月3日まで

夏季休業日 8月10日から9月30日まで

冬季休業日 12月21日から翌年1月9日まで

2 学長が必要と認めたときは、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

(1年間の授業期間)

第9条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

第4章 教育課程

(開設授業科目及びその単位数)

第10条 本学において教授研究する科目は、教養教育科目及び専門教育科目とし、授業科目及び単位数は、別表のとおりである。

2 学生は、教育上有益と認められる場合は、他学科・専攻に開設されている授業科目を履修し、30単位を上限として単位を修得することができる。なお、科目履修に必要な事項は、別に定める。

3 第1項に定めるもののほか、教育職員免許状を取得する者のため、教職に関する専門科目を置く。

(授業の方法)

第11条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行う。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(履修の方法)

第12条 本学において開設する授業科目は、これを必修科目及び選択科目とし、履修の方法については本学則の定めるもののほか別に定める。

第13条 学生は、毎学年度の当初に、当該年度において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

(単位修得の認定)

第14条 各授業科目の履修を修了した者には、認定のうえ単位を与える。

2 単位修得の認定方法は、各授業科目の担当者がこれを定める。

3 成績評価を目的として、試験を行うことができる。

(成績評価の時期)

第15条 成績評価の時期は、原則として学期末又は学年末とする。ただし、各授業科目の担当者が必要と認めたときは、随時に行うことができる。

(単位修得の受験資格)

第16条 下記に該当する者は単位修得を認めない。

(1) 学期間の出席時数が開講時数の3分の2に達しない者、教育実習等免許資格の取得を目的とした学外の学校や施設で実施する実習については5分の4に達しない者

(2) 授業料その他納入金未納の者

(再試験・追試験)

第17条 下記に該当する者は、成績評価を目的とした、再試験、追試験を受けることができる。

(1) 授業科目の成績が60点未満の者は、再試験願を提出し許可を得て再試験を受けることができる。

(2) やむを得ない理由による課題の未提出等により、授業科目の担当者が追試験を認めた者は、追試験願を提出し許可を得て追試験を受けることができる。

(学修の評価)

第18条 授業科目の成績が60点以上をもって合格とし、学修成績の評価は、秀・優・良・可・不

可に区分する。

(単位の計算方法)

第19条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第20条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、第10条第2項により修得した単位数と合わせて30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

(他の短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第21条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、第10条第2項により修得した単位並びに前条第1項及び第2項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第22条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は、大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、第10条第2項により修得した単位並びに第20条第1項及び前条第1項の本学で修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第5章 卒業

(卒業の要件)

第23条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別に定める学位授与の方針に基づき、第10条の定めるところにより、次の各号のとおり人間生活学科、幼児教育保育学科共に合計62単位以上を修得しなければならない。

(1) 教養教育科目・・・・・・・・・・12単位以上

(2) 専門教育科目・・・・・・・・・・42単位以上

(3) 教養教育科目及び専門教育科目より任意に8単位以上

2 卒業の要件として修得すべき62単位のうち、第11条第2項の授業方法により修得した単位数は、30単位を超えないものとする。

3 留学生に対する入学後の日本語教育を目的とした教育科目の中から8単位を上限とし、教養教育科目の履修単位として認定することができる。

4 前項の日本語教育科目の開設等についての細則は別に定める。

(資格の取得)

第24条 教育職員免許状を得ようとする者は、前条の規定によるほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。学科専攻ごとに取得することができる教育職員免許状の種類は次のとおりである。

人間生活学科人間健康専攻・・・・・・・・・・養護教諭二種免許状

幼児教育保育学科・・・・・・・・・・幼稚園教諭二種免許状

2 幼児教育保育学科にあって、保育士の資格を得ようとする者は、前条の規定によるほか、平成13年厚生労働省告示第198号に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

3 社会福祉主事任用資格を得ようとする者は、人間生活学科人間健康専攻においては養護教諭二種免許状を、幼児教育保育学科においては保育士資格を取得した者が得られるものとする。ただし、各学科・専攻において上記免許・資格を取得しない者のうち、社会福祉法第19条第1項第1号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する授業科目の単位を修得し、本学に資格申請

を行った場合は、社会福祉主事任用資格を得られるものとする。

(卒業の認定及び学位)

第25条 第23条の資格を有する者には、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

2 卒業を認定された者には、短期大学士の学位を授与する。

第6章 入学、退学、転学・転科及び休学

(入学の時期)

第26条 入学の時期は毎年4月とする。ただし、特別の事情のある者は願出により延期を許可することがある。

(入学することのできる者)

第27条 本学に入学を許可することのできる者は、次の各号の一に該当する者で、本学の行う入学試験に合格した者でなければならない。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者

(4) 文部科学大臣の指定した者

(5) 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者で、18歳に達した者

(7) 本学が行う入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者。入学資格審査に必要な事項は別に定める。

(入学試験料)

第28条 入学志願者は本学の定めた書類に入学試験料 30,000 円を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、同時に提出すべき書類等については別に定める。

(再入学)

第29条 願によって退学した学生で再入学を願出したときは、選考のうえ入学を許可することがある。この場合は第31条から第35条までの規定を準用する。

2 前項の場合、退学前に修得した単位の全部又は一部を既に修得したのものとして認めることがある。この認定は教授会の議を経て学長が行う。

3 再入学は、第42条による入学金を免除する。

(転入学)

第30条 他の大学から相当学年に転入を志願する者は、選考のうえ入学を許可することがある。

2 前項の志願者は、第28条及び第31条から第35条までに規定する手続きをとらなければならない。

(入学に関する手続き等)

第31条 入学試験に合格した者は、指定の期間内に入学金その他の納入金、及び本学の指定する書類を提出しなければならない。

2 前項の手続きを怠った者には入学を許可しないことがある。

(保証人)

第32条 入学試験に合格した者は、正副2名の保証人を定め、保証人2名連署した所定の保証書を期間内に提出しなければならない。

第33条 保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任をもつ者とする。

第34条 保証人のうち、正保証人は父母又は成年の親族、副保証人は日本国に在住する者とし、いずれも独立の生計を営む者とする。

第35条 保証人を変更したとき、又は保証人が転居したときは直ちに届出なければならない。

(退学)

第36条 退学しようとする者は、その事由を詳記して、正保証人と連署した願書を提出して学長の許可を得なければならない。ただし、疾病による者は医師の診断書を添えなければならない。

2 退学の時期は各学期の末日として、前期は9月末日、後期は3月末日とする。

(転学・転科)

第37条 他の大学等への転学を希望する者は、正保証人と連署した願書を提出して学長の許可を得なければならない。

2 転科(学科・専攻)〈以下転科という〉を希望する者があるときは、正当な理由があり、かつ、その科に欠員がある場合に限り、審査のうえ許可することがある。

3 転科に関して必要な事項は、別に定める。

(休学)

第38条 疾病その他やむを得ない事情により3か月以上修業することのできない者は、正保証人と連署した休学願を提出することができる。

2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

3 休学を希望する者は在籍料を納入しなければならない。在籍料は3か月間を15,000円とし、休学期間に応じて加算する。

4 休学期間は3か月単位を原則とし、手続き期間及び休学の開始日を次の各号のとおりとする。

(1) 前期 4月末日までに手続き・・・開始日 4/1

(2) 前期 6月末日までに手続き・・・開始日 7/1

(3) 後期 10月末日までに手続き・・・開始日 10/1

(4) 後期 12月末日までに手続き・・・開始日 1/1

5 特別の必要があると認めた学生には、学長は休学を命ずることがある。

(休学の期間)

第39条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし特別の事由があると認められた者にあつては、引続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第40条 休学期間満了のとき、又は休学期間であってもその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学は各学期の開始日からとする。

(除籍)

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 第5条第2項に規定する在学年限を超えた者

(2) 通算休学期間の2年を超えてなお修学できない者

(3) 授業料その他納入金の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

(4) 休学期間満了後1か月以上にわたり休学期間の延長又は復学の手続きのない者

(5) 休学期間満了後、退学を希望する場合、第43条に定める授業料等から納入済みの在籍料を差し引く額の全額を納入しない者

(6) 長期にわたって行方不明の者

2 除籍の時期は各学期の末日として、前期は9月末日、後期は3月末日とする。

第7章 入学金・授業料その他の費用

(入学金)

第42条 入学金は、150,000円とする。

(授業料等)

第43条 本学の年間納付金は授業料年額 636,000円、施設設備費 234,000円及び教育充実費 240,000円(以下、授業料等という。)とし、その2分の1相当額を2期に分け4月1日及び10月1日までに納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められた者にあつては延納又は分納することができる。

2 前項にかかわらず第23条の卒業要件を満たさないため、2か年を超えて就学する者については授業料の一部を減額することができる。授業料減額の詳細は別に定める。

(退学等の場合の授業料等)

第44条 退学もしくは転学した者、退学又は停学を命ぜられた者は、当該期の授業料全額を納入しなければならない。

(休学の場合の授業料等)

第45条 休学した者については、休学期間に応じて定められた在籍料を納入することで、休学期間中の授業料及び教育充実費、施設設備費を免除する。

(その他の費用)

第46条 入学金、授業料等のほか、実験実習費その他教育に必要な費用を徴収することができる。必要な費用については別に定める。

(授業料等納入金の不還付)

第47条 第42条、第43条及び第46条の納入金及び第38条第3項の在籍料は返還しない。ただし、第45条に定める休学者に対する免除については、休学期間に応じて定められた在籍料を差

し引いた残額を休学期間終了時に返還若しくは復学時の学期の学納金に充当することができる。

第8章 教職員組織

(教職員)

第48条 本学の教職員組織は、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他の教職員による。

第48条の2 本学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学科の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であって、当該学科の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら本学の教育研究に従事するものに限る。）又は1年につき8単位以上の当該学科の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。

(教職員の職務)

第49条 教職員の職務は学校教育法の定めるところによる。

第9章 教授会

(教授会)

第50条 本学に教授会を置く。

2 教授会は学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの。

3 教授会は、前項に規定するものの他、教育研究に関する事項について審議し、意見を述べることができる。

4 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。

5 その他教授会の運営に関し必要とする事項については別に定める。

第10章 長期履修学生

(長期履修学生)

第51条 学修機会の多様化を図ることを目的として、本学で定めている修業年限を超えて履修し卒業すること、また、学費についても通常の学生とは異なる納入方法をとることを希望する者に対しては、選考のうえ長期履修学生として許可することがある。

2 長期履修学生に関して必要な事項は別に定める。

第11章 科目等履修生・聴講生及び外国人学生

(科目等履修生・聴講生)

第52条 本学の学則に定める科目の1科目又は数科目を選び履修を希望する者に対しては、正規の学生の学修に差し支えない範囲で選考のうえ科目等履修生又は聴講生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

3 聴講生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人学生)

第53条 外国人で本学に入学を希望する者は選考のうえ入学を許可する。

第12章 賞罰

(表彰)

第54条 著しい善行のあった学生は、教授会の議を経て学長がこれを表彰する。

(罰則)

第55条 本学学生としての本分にもとる行為があると認めた学生は、教授会の議を経て学長が懲戒する。懲戒処分は次の3種とする。

(1) 訓告

(2) 停学

(3) 退学

2 次の各号のいずれかに該当する者は退学させる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認めた者
- (2) 学力不振で成業の見込みがないと認めた者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第13章 公開講座

(公開講座の開設)

第56条 本学は公開講座を開設することがある。

- 2 前項に関する規程は開設に当たってこれを定める。

第14章 附属施設

(附属施設)

第57条 本学は一般施設のほかに図書館を設け、教員並びに学生の自由研究に資する。

- 2 本学には教育実習及び保育実習の機関として附属幼稚園及び附属保育園を置く。幼稚園及び保育園に関する規程は別に定める。

第15章 厚生施設等

(厚生施設等)

第58条 厚生施設として保健室、学生相談室、食堂、学園寮等を置く。

- 2 これらの施設の運営に関する規程は、別に定める。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成15年3月31日までに在籍する学生は、従前の学則に定める学科・専攻の名称による。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成21年3月31日までに在籍する学生は、従前の学則に定める第10条別表による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成22年3月31日に在籍する者に係る入学金及び授業料等は改正後の第42条及び第43条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 2 平成22年3月31日までに在籍する学生は、従前の学則に定める第10条別表による。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成23年3月31日までに在籍する学生は、従前の学則に定める第10条別表及び第61条別表による。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成24年3月31日までに在籍する学生は、従前の学則に定める第10条別表による。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成25年3月31日までに在籍する学生は、従前の学則に定める第24条第3項、第10条別表による。

附 則

この学則は、平成26年1月6日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成26年3月31日までに在籍する学生の第43条第1項に規定する授業料等は従前の例による。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成26年3月31日までに在籍する学生は、従前の学則に定める第10条別表（幼児教育保育学科を除く。）による。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成26年3月31日までに在籍する学生は、従前の学則に定める第10条別表による。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成27年3月31日までに在籍する学生は、従前の学則に定める第10条別表による。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成28年3月31日までに在籍する学生は、従前の学則に定める第10条別表による。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成29年3月31日までに在籍する学生は、従前の学則に定める第10条別表による。また、第24条第3項、4項は平成28年4月1日から施行する。ただし、平成28年3月31日までに在籍する学生は従前の学則に定める第24条第3項、4項の規程による。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成30年3月31日までに在籍する学生は、従前の学則に定める第10条別表による（「地域創造論」、「キャリアデザインⅢ」、「インターンシップ」は除く）。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。
ただし、第4条第2項に規定する入学定員及び収容定員は、平成32年度までは次のとおりとする。
また、平成31年3月31日に在籍する学生については、従前の学則を適用する。

	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間生活学科 人間健康専攻	40名	80名	50名	90名	50名	100名
人間生活学科 生活福祉専攻	40名	80名	0名	40名	0名	0名
幼児教育保育学科	100名	200名	100名	200名	100名	200名

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、令和2年3月31日に在籍する学生については、従前の学則を適用する。また、第59条第2項に規定する入学定員及び収容定員は、令和3年度までは次のとおりとする。

	平成31年度		令和2年度		令和3年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
健康教育専攻	10名	20名	10名	20名	10名	20名
幼児教育専攻	10名	20名	0名	10名	0名	0名
生活福祉専攻	0名	0名	10名	10名	10名	10名

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和3年3月31日までに在籍する学生については、従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和4年3月31日に在籍する学生については、従前の学則を適用する。また、第4条2項に規定する入学定員及び収容定員は、令和5年度までは次のとおりとする。

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間生活学科 人間健康専攻	50名	100名	40名	90名	40名	80名
幼児教育保育学科	100名	200名	100名	200名	100名	200名

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和5年3月31日に在籍する学生については、従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和6年3月31日に在籍する学生については、従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和6年3月31日に在籍する学生については、従前の学則を適用する。また、第4条2項に規定する入学定員及び収容定員は、令和7年度までは次のとおりとする。

	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間生活学科 人間健康専攻	40名	80名	40名	80名	40名	80名
幼児教育保育学科	100名	200名	60名	160名	60名	120名

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和7年3月31日に在籍する学生については、従前の学則に定める第59条から第68条及び第10条別表から第62条別表の規程による。また、専攻科に関する入学定員及び収容定員は、令和8年度までは次のとおりとする。

	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
健康教育専攻	10名	20名	0名	10名	0名	0名
生活福祉専攻	10名	10名	0名	0名	0名	0名

第10条 別表

人間生活学科 人間健康専攻				
学 科 目		単位数	必 修	選 択
教養教育科目	茶道Ⅰ	1	12	10
	茶道Ⅱ	1		
	日本国憲法	2		
	人間学入門	2		
	キャリアデザインⅠ	1		
	キャリアデザインⅡ	1		
	キャリアデザインⅢ	1		
	コンピュータ基礎演習Ⅰ	1		
	コンピュータ基礎演習Ⅱ	1		
	英語コミュニケーションⅠ	1		
	英語コミュニケーションⅡ	1		
	体育実技	1		
	体育講義	2		
	基礎ゼミⅠ	2		
	基礎ゼミⅡ	2		
	データサイエンス入門	2		
専門教育科目	情報文化論	2		2
	情報科学	2		2
	コンピュータ応用演習Ⅰ	1		1
	コンピュータ応用演習Ⅱ	1		1
	高齢者の福祉	2		2
	栄養学（食品学を含む）	2		2
	クッキングⅠ（家庭料理）	1		1
	クッキングⅡ（行事食）	1		1
	食育実習	1		1
	調理学	2		2
	食育演習	2		2
	食育総論	2		2
	精神保健	2		2
	ヘルスカウンセリング	2		2
	心理学基礎論	2		2
	臨床心理学	2		2
	発達心理学	2		2
	特別支援教育論	2		2
	衛生学（公衆衛生学・予防医学を含む）	2		2
	薬理概論	2		2
	学校保健	2		2
	養護学概論	2		2
	小児保健	2		2
	解剖生理学Ⅰ	2		2
	解剖生理学Ⅱ	2		2
	微生物・免疫学	2		2
	基礎看護学	2		2

専門教育科目	看護学Ⅰ	2		2
	看護学Ⅱ	2		2
	看護学実習Ⅰ	1		1
	看護学実習Ⅱ	1		1
	臨床実習	2		2
	救急処置法	2		2
	養護教諭特別演習	2		2
	医療秘書概論	2		2
	秘書学概論	2		2
	秘書実務演習	2		2
	医療制度論	2		2
	医療秘書事務Ⅰ	2		2
	医療秘書事務Ⅱ	2		2
	医療情報学	2		2
	総合的秘書実践実務Ⅰ	2		2
	総合的秘書実践実務Ⅱ	2		2
	介護事務演習	2		2
	教職論	2		2
	教育学概論	2		2
	教育心理学	2		2
	教育課程論	2		2
	教育方法学	2		2
	道徳・総合的な学習の時間・特別活動論	2		2
	教育相談論（生徒指導を含む）	2		2
	養護実習の研究	1		1
	養護実習	3		3
	教職実践演習（養護教諭）	2		2
	生活学総論	2		2
	心理療法論	2		2
	専門ゼミ	2	2	
人間生活学科 人間健康専攻 合 計		129	14	115

幼児教育保育学科				
学 科 目		単位数	必 修	選 択
教養教育科目	茶道Ⅰ	1	12	10
	茶道Ⅱ	1		
	日本国憲法	2		
	人間学入門	2		
	キャリアデザインⅠ	1		
	キャリアデザインⅡ	1		
	キャリアデザインⅢ	1		
	コンピュータ基礎演習Ⅰ	1		
	コンピュータ基礎演習Ⅱ	1		
	英語コミュニケーションⅠ	1		
	英語コミュニケーションⅡ	1		
	体育実技	1		
	体育講義	2		
	基礎ゼミⅠ	2		
	基礎ゼミⅡ	2		
	データサイエンス入門	2		
専門教育科目	音楽基礎	1		1
	子どもと音楽表現	1		1
	器楽Ⅰ	1		1
	器楽Ⅱ	1		1
	器楽Ⅲ	1		1
	器楽Ⅳ	1		1
	子どもと造形表現	1		1
	図画工作	1		1
	子どもと健康	1		1
	子どもの保健	2		2
	子どもの健康と安全	1		1
	子どもの食と栄養	2		2
	子どもと環境	2		2
	子どもと言葉	1		1
	社会福祉	2		2
	子育て支援	1		1
	子ども家庭福祉	2		2
	子ども家庭支援論	2		2
	保育者論	2		2
	教育原理	2		2
	教育方法基礎論	2		2
	保育原理	2		2

専門教育科目	社会的養護Ⅰ	2		2
	保育の心理学	2		2
	子ども家庭支援の心理学	2		2
	子ども理解	1		1
	教育相談基礎論	2		2
	幼児教育・保育課程論	2		2
	保育内容総論	1		1
	社会的養護Ⅱ	1		1
	保育内容健康	1		1
	保育内容人間関係	1		1
	保育内容環境	1		1
	保育内容言葉	1		1
	保育内容表現（リズム）	1		1
	保育内容表現（絵画）	1		1
	保育内容表現演習	1		1
	特別支援保育	2		2
	乳児保育Ⅰ	2		2
	乳児保育Ⅱ	1		1
	遊びの援助	1		1
	子どもの音楽と遊び	1		1
	特別支援技術	2		2
	医療的ケア児支援	2		2
	インクルーシブ演習	1		1
	リトミック	1		1
	幼稚園教育実習指導	1		1
	幼稚園教育実習	4		4
	保育実習指導Ⅰ（保育所）	1		1
	保育実習指導Ⅰ（施設）	1		1
	保育所実習	2		2
	施設実習	2		2
	保育実習指導Ⅱ	1		1
	保育実習Ⅱ	2		2
	保育実習指導Ⅲ	1		1
	保育実習Ⅲ	2		2
	保育・教職実践演習（幼稚園）	2		2
	生活福祉基礎演習	1		1
	生活福祉実践演習	1		1
	保育入門	2		2
	ピアノ入門	1		1
	保育実践	1		1
	専門ゼミ	2	2	
幼児教育保育学科 合計		114	14	100